

～ ベトナム ～

法務総合研究所国際協力部

教官 丸 山 毅

1 経緯

ベトナムは、1986年にドイモイ（刷新）政策を掲げ、それまでの中央計画経済から市場経済体制への転換を目指して制度改革に乗り出し、市場経済原理に則った法制度整備を推し進め、1992年に新憲法、1995年に新民法を制定した。しかし、ベトナムは長くソ連邦の法体系に強く影響されていたため、市場経済が必要とする基礎的な法原理や法体制を理解できる人材に乏しく、1993年ころ同国司法省は森嶋昭夫名古屋大学教授（当時、現在は財団法人地球環境戦略研究機関理事長）に要請して同省職員を主対象とする民法ワークショップを始めたほか、1994年ころ、我が国に対して法整備支援を要請した。これをきっかけとして、1996年12月からJICA（国際協力機構）のODA予算によるベトナム法整備支援プロジェクトが開始された。

同プロジェクト・フェーズ1（1996年12月～1999年12月）においては、司法省をカウンターパート機関として同省職員の立法能力向上を目標とし、我が国から弁護士1名を長期専門家として派遣した。フェーズ2（1999年12月～2003年3月）ではカウンターパート機関を司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院の3機関に拡大し、立法作業支援、民法改正研究支援、人材育成支援をプロジェクト目的とした。また、フェーズ2当初に長期専門家として我が国から検事1名、弁護士1名、JICA職員1名（業務調整）を派遣していたが、その後、裁判官1名が追加派遣された。2003年7月に開始したフェーズ3においては、カウンターパート機関として更にハノイ国家大学を追加し、民法、民事訴訟法などの民事法令の起草支援、及び法曹養成・判決書標準化・大学での日本法講義の3つの要素から成る人材育成支援の二つのスキームにより支援を行っている。フェーズ3の長期専門家は、2004年6月現在では検事1名、裁判官1名であるが、近い将来に弁護士1名、業務調整専門家1名を追加派遣予定である。ベトナム法整備支援プロジェクトの活動を日本国内から支えてきたのは、長期専門家の出身母体である法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会のほか、上記森嶋理事長を始めとする学者グループである。上記プロジェクトのほか、法務省においては2001年から最高人民検察院との間で専門家交換プログラムを開始し、毎年1回ずつ職員を相互に派遣して、ベトナム検察院が取り組んでいる司法改革等について研究や協議を継続している。そのほか、名古屋大学においては、毎年ベトナム国家機関より留学生を受け入れ、司法省、国家と法理論研究所などをカウンターパート機関として現地セミナーを開催するなどの活動を続けている。

2 現状と問題点

ベトナムはWTO（世界貿易機関）加盟に向けて幾多の法令を改正又は制定しなければ

ならず、法令起草作業に追われている。近隣の途上国と比較すると、立法作業に携わる官僚の数と質は優れていると感じられるが、現実の立法作業は遅れ気味であり、ベトナムでは法律分野での人材が不足していると言わざるを得ない。ベトナム法整備支援プロジェクトが起草支援対象とした法令のうち、民事訴訟法については吉村徳重九州大学名誉教授を委員長とする日本側部会が、処分権主義・弁論主義の原則がより多く反映されるように草案に対するコメントを提出し、企業再生と清算の各手続きを網羅する野心的な法律である破産法については、谷口安平京都大学名誉教授を中心とする日本側グループが草案にコメントをした。両法は、立法スケジュールのとおり2004年5月に国会で可決成立し、この次に国会通過を期待されている主要法令は改正民法である。ベトナム司法省は改正民法起草作業に全力を注いでおり、我が国もその支援により一層力を入れている。

ベトナム政府は、上記人材不足の問題に対して、近時、法曹人材養成を一元的に担当する国家司法学院を正式に設立するなど人材育成に力を入れ始めた。また、最高人民裁判所は、現職裁判官の能力を向上させ、判決書の内容を分かり易く説得力に富むものに改善することに力を入れ始めた。これらは時機を得た動きであり、我が国はこういったベトナムの取組を支援しようとしている。

人材育成のように長い時間を要する活動を効果的・効率的に実施するには、長期的な展望に基づいて具体的で実行可能な計画を策定し、その計画に基づいて活動を実行しながら結果をモニターし、当初の計画に逐次修正を加えていくことが望ましい。しかしながら、ベトナム側機関は、計画の策定と実行に難があると言わざるを得ない。例えば、上記フェーズ3の1年目においては、法令起草支援の年間計画をほとんど策定できなかったし、計画していたワークショップがベトナム側機関の都合で直前にキャンセルされたり、日程変更を余儀なくされるなどのケースがあった。今後も繰り返しベトナム側に対して、支援活動の具体的な計画策定とその実行が大切であることの理解を求めていく必要がある。

3 今後の方針及び活動

上記プロジェクト・フェーズ3においては、法令起草支援のターゲットとして「民法、民事訴訟法、破産法、知的財産関係法令、不動産登記法、担保取引登録法令、判決執行法、国家賠償法」を規定し、これら法令のドラフトを検討しコメントを作成する日本側部会を設置した。民法起草支援では、前述した森嶋昭夫理事長を委員長とする民法部会がその任にあっている。ベトナム司法省は改正民法草案を2005年5月～6月の国会で通過させたい方針であり、草案作成作業はこれから来年3月ころまでにかけて山場を迎える。日本側は、逐次適切なコメントを提供するため、現地に駐在する長期専門家を中心にベトナム側の起草作業の進行状況をモニターし、ドラフトを随時入手して翻訳するなど民法部会のコメント作成作業が円滑に進むよう協力体制をとっている。

人材育成支援においては、法曹養成支援、判決書標準化支援、大学での日本法講座支援の三つの活動が予定されているが、このうち法曹養成支援については司法研修所教官を中心とする日本側部会、判決書標準化支援では井関正裕弁護士（元大阪高等裁判所部総括判

事)を委員長とする日本側部会が設置されており、それぞれ現地に駐在する長期専門家と協力しながらベトナムへの支援活動を行っている。ベトナムが取り組み始めた人材育成の動きを加速するにあたり、まず求められるのは人材育成の現場に必要な教材を供給することであろう。人材育成支援の三つの活動のいずれにおいても、日本側は教科書やマニュアルなどの教材作成を計画の一部に取り込む予定である。

なお、ベトナムにおいては、我が国のほか、アメリカ、カナダ、EU諸国、UNDP(国連開発計画)、IBRD(国際復興開発銀行、いわゆる世界銀行)、ADB(アジア開発銀行)などのドナーが法整備支援活動を行っており、従前よりドナー間の情報交換や連携が行われてきたが、2003年9月にはUNDP、デンマーク、スウェーデンが基金を拠出して、ベトナム政府の2010年までの法整備戦略を推進するマルチラテラル・スキームによる支援を開始した。この支援を受けて、ベトナム政府は近い将来、法整備分野の戦略を定めて公表し、その戦略に沿って今後の具体的な制度整備に着手する見込みである。したがって、我が国のように二国間援助を継続するドナーにおいては、同戦略の公表を待ってその内容を吟味し、他のドナーとの協調を今まで以上に意識しながら、自らの支援計画を構築することが必要である。